

少子化対策をめぐる最近の動き (参 考 資 料)

- 1 日本創生のための将来世代応援知事同盟サミット in とくしま
 <H29. 5. 20徳島県にて開催>
 - ・ とくしま声明を宣言
 ※子育てを支える家族や地域の大切さをアピールするため、
 11月19日を「いい育児の日」と定め、行動を起こす。
- 2 子育て安心プラン <H29. 6. 2厚生労働省発表>
 - ・ 2年間で待機児童を解消することを目標に掲げ、遅くとも3年間で待機児童を解消し、その後も待機児童ゼロを維持しながら、5年間で女性就業率80%に対応できる保育の受け皿整備等を進める。
- 3 経済財政運営と改革の基本方針2017（骨太方針）（抜粋）
 <H29. 6. 9閣議決定>
 - ・ 幼児教育・保育の早期無償化や待機児童の解消に向け、財政の効率化、税、新たな社会保険方式の活用を含め、安定的な財源確保の進め方を検討し、年内に結論を得、高等教育を含め、社会全体で人材投資を抜本強化するための改革の在り方についても早急に検討を進める。
 - ・ 子育て安心プランに基づき、安定的な財源を確保しつつ、取組を推進する。
 - ・ 妊娠期から子育て期まで切れ目ない子育て支援体制を拡充する。
- 4 全国知事会
 - ・ 少子化対策の抜本強化に向けた緊急提言
 - ・ 子どもの貧困対策の抜本強化に向けた緊急提言 <H29. 5. 16国へ要請>
 - ・ 希望出生率危機突破宣言 <H29. 7. 27取りまとめ>
 国民が希望する出生率の実現に向け、国と地方が総力を挙げて、「国民の出会い・結婚の希望を叶える対策の強化」「子育てに係る経済的負担の軽減、男女とも育児しやすい働き方改革に向けた対策の強化」「地方創生の実現に向けた施策の充実強化」に取り組む。

とくしま声明

「人口減少」や「東京一極集中」という荒波が、「日本」という船を容赦なく飲み込もうとしており、船の推進力となる「新たな力」が必要となっている。

若い世代や女性には、無限の可能性があり、その潜在的な力を、遺憾なく発揮できる「活躍の場」と「豊かに暮らせる環境」が、地方に求められている。

未だ日本丸の方向が定まらない。我々13名の知事が船首に立ち、「将来世代」の夢と希望が実現する災害にも強い未来へと、今こそ、大きく「舵」を切る！

我々は、

- 女性が力を存分に発揮し、活躍ができる社会づくりに、企業や地域と一体になって取り組む。
- 結婚を希望する男女の「素敵な出会い」の機会を作り、「幸せな結婚」を応援する。
- 子育て家庭の多様なニーズに応じ、総合的な支援を行うとともに、子育ての負担軽減に取り組む。
- 子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、生活・教育・就労面のきめ細かな支援に取り組む。
- 「イクボス」として、県庁をはじめ、地域社会のワーク・ライフ・バランスを推進し、日本の「働き方改革」をリードする。
- 結婚・出産・育児、さらには介護のライフステージの変化にも対応できるテレワークをはじめとした「多様な働き方」を推進する。
- 若い世代や女性からの創造性豊かな意見を、政策形成過程で取り入れ、反映させる仕組みを構築する。
- 若い世代が、地方で「学びたい」、「働きたい」と感じられる「場」の創出に、産学官民で連携して取り組む。
- 総力を挙げて、活気と魅力の溢れる地方を創生し、大都市から地方への「新たな人の流れ」を呼び起こす。
- 子育てを支える家庭や地域の大切さをアピールするため、11月19日を「いい育児の日」と定め、行動を起こす。

以上、我々はここに宣言する。

平成29年5月20日

日本創生のための将来世代応援知事同盟 13県知事

「子育て安心プラン」

【待機児童を解消】

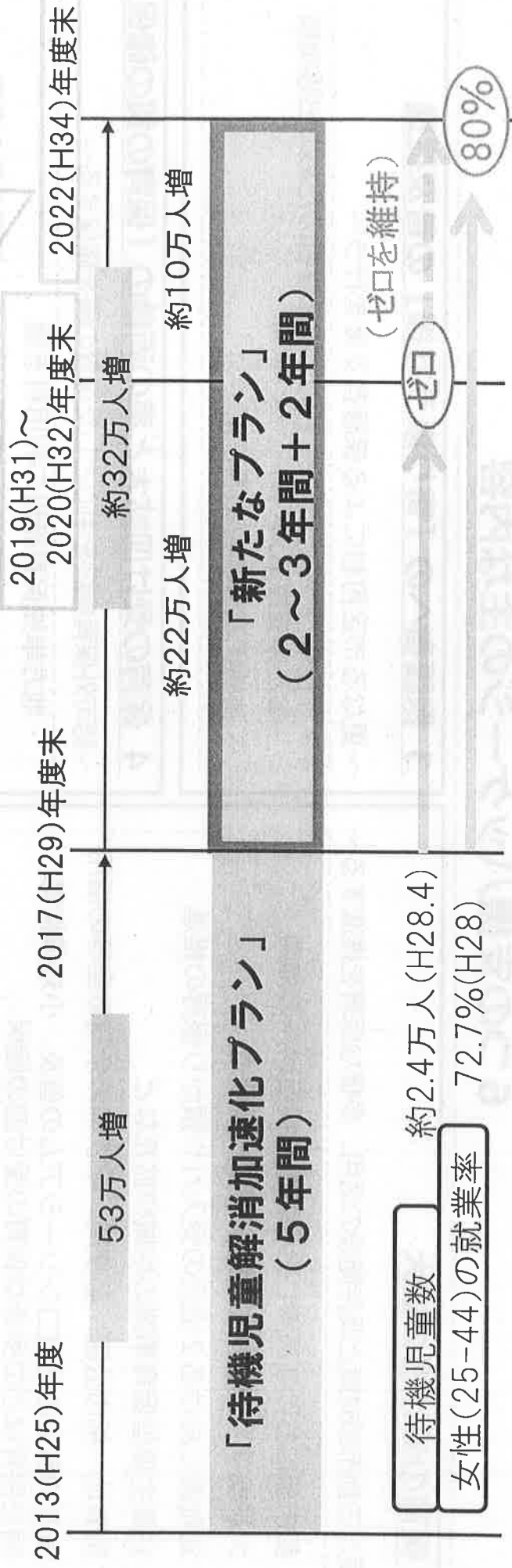
国としては、東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度末までの2年間で確保。
(遅くとも平成32年度末までの3年間で全国の待機児童を解消)

【待機児童ゼロを維持しつつ、5年間で「M字カーブ」を解消】

「M字カーブ」を解消するため、平成30年度から平成34年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿整備。
(参考)スウェーデンの女性就業率:82.5%(2013)

自治体を支援し、2年間で待機児童を解消
するための受け皿整備の予算の確保
(遅くとも3年間で待機児童解消)

5年間で
女性就業率80%
「M字カーブ」解消



6つの支援パッケージの主な内容

1 保育の受け皿の拡大

～更なる都市部対策と既存施設の活用、多様な保育を推進する～

- ・都市部における高騰した保育園の賃借料への補助
- ・大規模マンションでの保育園の設置促進
- ・幼稚園における2歳児の受入れや預かり保育の推進
- ・企業主導型保育事業の地域枠拡充など
- ・国有地、都市公園、郵便局、学校等の余剰教室等の活用
- ・家庭的保育の地域コンソーシアムの普及、小規模保育、病児保育などの多様な保育の受け皿の確保
- ・市区町村ごとの待機児童解消の取組状況の公表
- ※市区町村における待機児童対策の取組状況（受け皿拡大量、各年4月1日の待機児童数等）を市区町村ごとに公表。
- ・保育提供区域ごとの待機児童解消の取組状況の公表
- ・広域的保育園等利用事業の積極的な活用促進

2 保育の受け皿拡大を支える「保育人材確保」

～保育補助者を育成し、保育士の業務負担を軽減する～

- ・処遇改善を踏まえたキャリアアップの仕組みの構築
- ・保育補助者から保育士になるための雇上げ支援の拡充
- ・保育士の子どもの預かり支援の推進
- ・保育士の業務負担軽減のための支援

3 保護者への「寄り添う支援」の普及促進

～更なる市区町村による保護者支援を行う～

- ・「保育コンシエルジュ」による保護者のための出張相談などの支援拡大
- ・待機児童数調査の適正化

4 保育の受け皿拡大と車の両輪の「保育の質の確保」

～認可外保育施設を中心とした保育の質を確保する～

- ・地方単独保育施設の利用料支援
- ・認可外保育施設における事故報告等と情報公表の推進
- ・災害共済給付の企業主導型保育、認可外保育施設への対象拡大

5 持続可能な保育制度の確立

- ・保育実施に必要な安定財源の確保

6 保育と連携した「働き方改革」

～二一ズを踏まえた両立支援制度の確立を目指す～

- ・男性による育児の促進
- ・研究会を開催し育児休業制度の在り方を総合的に検討

少子化対策の抜本強化に向けた緊急提言

我が国が、将来にわたり活力を維持し成長し続けていくためには、持続可能な経済成長に向けて経済社会システムの転換を図っていく必要があります。何よりも経済成長の隘路となっている少子高齢化という根本的な課題に真正面から取り組むことにより、国民の将来に対する不安を払拭するとともに、国民一人ひとりが希望を持ち、生きがいを感じながら活躍できる環境を整えることが求められています。

こうした中、政府においては、3月28日に「働き方改革実行計画」が取りまとめられ、若者の雇用環境の改善に向けた一歩が踏み出されるとともに、待機児童の解消に向けて、6月に保育の受け皿の新たな目標の策定や、追加的対策を盛り込んだ新たなプランが策定されることです。

こうしたことを踏まえ、少子化対策の抜本強化に向けた下記の内容を緊急に提言します。

1. 結婚の希望を叶えるための総合的な支援策の拡充

(1) 地域少子化対策重点推進交付金の拡充と運用の弾力化

- ・ 地域の実情に応じた取組を継続・強化して実施するための当初予算規模の拡充と補助率の引き上げ及び対象事業・審査基準の明確化を含めた運用の弾力化

(2) 結婚を応援する経済的支援策の充実・強化

- ア 結婚新生活支援事業の更なる充実
- イ 奨学金返済の負担が経済的・心理的な重荷となって結婚を躊躇することのないよう、返済を支援する取組への支援
- ウ 結婚する若者向けの住宅の供給促進、多世代同居や近居住宅への支援
- エ 働き方改革実行計画に沿った、長時間労働の是正、若者の安定した雇用に向けた就職支援・職場定着支援、非正規職員の正規職員への転換や待遇改善施策の充実に向けた対策の着実な実行

2. 妊娠・出産の希望を叶えるための総合的な支援策の拡充

(1) ライフプランの形成促進

- ・ 企業等によるキャリア形成の支援

(2) 不妊治療等への支援の拡充

- ・ 特定不妊治療の助成額引上げや助成回数上限の緩和（例えば第2子以降）、一般不妊治療への助成、不妊治療の保険適用化及びがん患者の治療前精子・卵子の保存や不育症の治療にかかる助成の検討

(3) 小児・周産期医療の充実

- ア 地域医療介護総合確保基金などの財源の安定的確保と、制度の柔軟な活用による人材確保と環境整備
- イ 離島等遠隔地から妊婦健診及び分娩の際に要する交通費負担等への補助制度の創設
- ウ 大学や地域の教育病院等への人的・財政的支援による医師確保対策の強化

3. 子育ての希望を叶えるための総合的な支援策の拡充

(1) 地域少子化対策重点推進交付金の拡充と運用の弾力化 <再掲>

- ・ 乳児期のみならず子育て期全般に関する取組を対象事業に追加

(2) 子育て中も就業が可能となる多様な保育サービスの拡充

（待機児童の解消に向けた対策の抜本強化と加速化）

ア 保育士等の処遇改善における安定財源の確保とキャリアアップを促進するための研修体制整備に対する財政措置を含む支援の充実、資格試験の機会の拡充、看護師等免許保持者の届出制度と同様の制度導入等による潜在保育士の就職・再就職支援の強化

イ 保育の質の確保を含めた受け皿の拡大と多様な保育サービスを確保するための保育士配置への十分な財政措置

ウ 保育士等の離職を防止するための働きやすい職場づくりや業務負担の軽減などの就業環境の向上

エ 保育所等整備交付金や認定こども園施設整備交付金などによる保育所等の整備に関する地方への財政的支援の確実な確保

(病児保育事業などの保育サービスの拡大)

ア 病児保育事業などの保育サービスを拡大するために必要な医師や看護師、保育士の人材確保と看護師等に対する病児保育研修などのスキルアップを図る取組への支援

イ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の一層の拡充に向けた要件緩和

(3) 子育て世帯の経済的負担の全般的な軽減

ア 幼児教育・保育の無償化の実現に向けた保育料軽減措置の拡充

イ 多子世帯の放課後児童クラブ利用料の無償化に向けた財政支援の実施

ウ 病児保育利用料の無償化に向けた財政支援の実施

エ 大学等に進学する者に対する給付型奨学金の給付人員及び給付額の拡充

オ 子どもの医療に関わる全国一律の制度の構築

カ 子ども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置を未就学児に限らずすべて廃止

キ 三世帯同居・近居などを進めるため、子育て世帯への住宅取得や改修等への支援、多子世帯向け公営住宅の整備促進など子育て世帯への低廉で良質な住まいの提供

ク 多子世帯に有利な税制・年金制度等の検討

4. 働き方改革実行計画に沿った対策の着実な実行

(1) 仕事と子育てを両立できる職場環境づくりと男性の育児参画に向けた気運の醸成

・長時間労働の是正やイクボス（仕事と生活の調和推進リーダー）の取組の推進、テレワークなど柔軟な働き方がしやすい環境整備、休暇制度の充実と制度を利用しやすい職場風土の醸成、育児休業取得期間の延長、育児休業給付金支給割合の引き上げ、女性の復職・再就職への支援の拡充、キャリア形成支援、男性の家事・育児参画促進の取組強化

5. 子ども・子育て支援新制度に必要な財源確保と更なる質の向上

(1) 子ども・子育て支援新制度の完全実施に向けた1兆円超の安定財源の確保

(2) 新制度に係る様々な課題の改善方策などの継続的な検討

平成29年5月16日

全国知事会 会長

京都府知事 山田 啓二

全国知事会 次世代育成支援対策プロジェクトチームリーダー

高知県知事 尾崎 正直

子どもの貧困対策の抜本強化に向けた緊急提言

現在、およそ6人に1人の子どもたちが、貧困の状態にあると推計されるなど、子どもたちは、生活の困窮という経済的要因のみならず、家庭における教育力の低下や地域社会の見守り機能の低下などを背景に、本人の努力の及ばぬ中で、その有為な将来が閉ざされてしまいかねない大変厳しい状況にあります。

このため、国においては、「子供の貧困対策に関する大綱」及び「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」に基づき、総合的な施策を講じることとしているところです。都道府県においても、貧困の連鎖を確実に断ち切るとの強い決意の下、子どもの貧困対策計画を作成するなど、地域の実情に即したきめ細かな支援に全力で取り組んでいるところです。

加えて、乳幼児期における語彙数や幼児期に身に付けた非認知的能力が、その後の学力や生活に大きな影響を与えることが、研究成果等により明らかとなっています。

こうしたことを踏まえ、子どもの貧困対策を一層強化し、大人の貧困と子どもの貧困の負の連鎖を断ち切るため、下記の内容を緊急に提言します。

1. 保護者等への支援策の抜本強化

<保護者の子育て力の向上>

(1) 就学前の子どもへの保護者への個別支援の充実

ア 保育所において保育だけでなく、子どもとの関わり方についての助言など親への支援も行う保育士等の配置に要する財政支援の強化

イ 子どもの状況を適正かつ円滑に小学校に引き継ぐなど、生活面で課題を有する家庭と関係支援機関とをコーディネートする人材を保育所等において確保する仕組みの導入

(2) 親支援・親育ての促進

ア 乳幼児期の親育てプログラムの開発・普及

イ 乳児院などを活用し、親子が共に生活をしながら養育と親育てを行うことができる制度の構築

<母子保健から児童福祉への切れ目のない連携の仕組みづくりによる児童虐待の防止>

(1) 子育て世代包括支援センターの設置促進

・ 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を提供する「子育て世代包括支援センター」の全国展開の前倒し実施に向けて、設置を促進するための専門的な人材及び必要な財源の確保

(2) 市町村の子ども家庭相談体制の強化

・ 要保護児童対策地域協議会の調整機関における専門性の確保に向けた人材育成、財政支援等の強化

(3) 児童相談所の体制強化

・ 職員の専門性の向上や専門職の配置に向けた、人材育成・確保、児童相談所の体制整備にかかる財政支援等の強化

(4) 子どもや家庭を見守り育む地域づくりの推進

・ 地域福祉の中心的な役割を担う、民生委員・児童委員の活動費用の充実

<住まい・就労・生活への支援>

(1) ひとり親家庭への支援策の更なる拡充

ア 高等学校卒業程度認定試験や自立支援教育訓練のための講座期間中の生活支援策の創設、高等職業訓練促進給付金の支給額の増額など資格取得及び技能習得支援策の拡充

イ 児童扶養手当額の増額及び所得制限の引き上げや、多子加算額の支給額逓減措置の撤廃

- ウ 医療費無償化制度の創設
- エ 養育費確保に向けた公的な支援制度の検討
- オ 民間アパート等を活用した母子保護の実施に対する補助制度の創設

(2) 母子父子寡婦福祉資金及び生活福祉資金の更なる充実

- ア 母子父子寡婦福祉資金に係る連帯保証人なしの場合の貸付利率の引き下げ、生活福祉資金に係る所得制限の引き上げ
- イ 両資金の貸付限度額の引き上げ

2. 子どもたちへの支援策の抜本強化

＜学校等をプラットフォームとした支援策の充実・強化＞

(1) 教職員定数の拡充

- ・少人数・習熟度別指導など個に応じたきめ細かな学習指導の充実に向けた教職員定数の更なる拡充

(2) 教育相談体制の強化

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充・待遇改善のための十分な財源の確保、人材確保のための養成・研修の充実及び適正配置を行うための人的派遣を含めたシステムの構築

(3) 放課後等における学習の場の充実

- ア 放課後等における学習支援に対する補助対象経費の拡大など財政支援の強化
- イ 放課後児童クラブにおける利用料の減免に対する財政支援の実施
- ウ 生活困窮世帯等の子どもたちに対する学習支援について、国庫補助の事業費上限の撤廃、補助率の引上げなど財政支援の強化

(4) 地域と学校との連携・協働の強化

- ・地域による学校支援活動等に対する財政支援に必要な予算額の確保

(5) 子どもの居場所の確保・充実

- ア 家庭、学校に次ぐ第三の居場所となる「子ども食堂」への財政面も含めた包括的な支援
- イ 子ども食堂への食材供給体制の全国的な仕組みの構築

＜進学に向けた支援＞

(1) 公私間格差の是正や給付型奨学金の拡充など教育費負担の軽減

- ア 高等学校等就学支援金に係る低所得者に対する加算支給額の拡充など公私間格差の是正
- イ 単位制高校進学者に対する支給制限、支給月数の制限の解消など高等学校等就学支援金の拡充
- ウ 高校生等奨学給付金の更なる充実と大学等に進学する者に対する給付型奨学金の拡充など、高校・大学・専門学校等に関する教育費負担軽減施策の充実・強化

＜社会的養護の充実＞

(1) 家庭的養護の推進

- ア 家庭的な環境の中で養育に取り組む地域小規模児童養護施設等の充実
- イ 里親制度や養子縁組に関する普及啓発と財政支援の拡充
- ウ 民法の改正など特別養子縁組の推進

(2) 児童養護施設等の自立相談支援体制の強化

- ア 児童の自立支援を専門に担当する常勤職員等の配置に対する財政支援の拡充
- イ 児童養護施設等を退所し、大学等に進学する者に対する給付型奨学金の充実

3. 都道府県の子どもの貧困対策計画等への支援

(1) 国主体の子どもの貧困の実態調査の実施と情報提供

- ・都道府県別の「相対的貧困率」や「子どもの貧困率」等について、国による統一的な基準での調査の実施及び、結果や算出方法の自治体への情報提供

(2) 地方が取り組む子どもの貧困対策への継続的な財政支援

- ・平成 27 年度補正予算で創設された「地域子供の未来応援交付金」について、地域での取組をより効果あるものとしていくための予算の恒久化と運用の更なる弾力化

平成 29 年 5 月 16 日

全国知事会 会長

京都府知事 山田 啓二

全国知事会 次世代育成支援対策プロジェクトチームリーダー

高知県知事 尾崎 正直

希望出生率危機突破宣言

平成26年7月、我々全国知事会は、少子化の進行が、地方の多くを消滅せしめ、やがては国全体の活力を著しく低下させてしまうという事態を憂い、「少子化非常事態」を宣言した。

しかしながら、昨年の出生数は統計史上初めて100万人を下回り、同時に、合計特殊出生率も前年を下回る結果となった。出生率の低下は、2060年に1億人の人口を維持するという我が国の基本戦略を大きく狂わせ、社会保障制度を持続不能とし、経済規模の縮小を招く国家的な危機である。何より、個人個人の希望が叶わない状況が益々広がっていることを意味しており、この進行を何としても食い止めなくてはならない。

このため、国民が希望する出生率の実現に向け、国と地方が総力を挙げて以下の事項に取り組むことを、ここに宣言する。

1 国民の出会い・結婚の希望を叶える対策の強化

国民が希望する出生率を実現するためにも、まずは、多くの国民の出会い・結婚の希望を叶えなければならない。

結婚を希望し支援を望む独身者の出会いの機会の拡充など直接的な結婚への支援策は、我々の提言を踏まえて強化されてきたが、もう一段の加速が必要である。「生涯未婚率の上昇を早急に食い止める」、そのためには、一層きめ細やかな対応が必要であり、多様な生き方を尊重しつつ、地域の実情に応じた対策を強化していかねばならない。

2 子育てに係る経済的負担の軽減、男女とも育児しやすい働き方改革に向けた対策の強化

近年の大きな課題は、平成28年9月に公表された「第15回出生動向基本調査」において、平成22年の前回調査に引き続き、一夫婦あたりの出生数が2人を下回り、低下傾向が確定的となったことである。

この背景には、晩婚化の進行と子育てに対する負担感の増大が存在する。

特に、子育てに対する負担感の増大は、未婚化・晩婚化の進行の遠因ともなっている。希望に沿わない「未婚化・晩婚化を食い止める」、そのためには、子育てに係る経済的負担の軽減や男女とも育児しやすい働き方改革を、喫緊に強化していかねばならない。

3 地方創生の実現に向けた施策の充実強化

都市より地方の合計特殊出生率が高いという現状に鑑みれば、「地方創生が少子化対策の鍵」でもある。そのため、地方での安定した雇用の創出、若者の地方からの流出防止や移住の促進などによる新しい人の流れの創出など、地方創生を実現する施策を充実強化していかねばならない。

平成29年7月27日